

君津都市計画高度地区の変更（君津市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
第一種高度地区 （最高限度）	約 5 9 6 ha	別記 「高度地区の規定書」 のとおり	
第二種高度地区 （最高限度）	約 1 1 2 ha	別記 「高度地区の規定書」 のとおり	
計	約 7 0 8 ha		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

用途地域の変更に伴い、良好な居住環境を確保し、土地利用の増進を図るため、高度地区を変更する。